

医政メモQ&A

どうなる、医療提供体制の改革

厚労省の「医療制度改革推進本部」に設置されている「医療提供体制の改革に関する検討チーム」は去る8月29日「医療提供体制の改革の基本的方向」と題した中間まとめを公表した。

小泉内閣の目指す医療提供体制の枠組みを把握し、医療者としての対応をしっかりと考える必要がある。

今回のQ&Aでは、特に問題視すべき重要事項を中心に、その概要を取りあげてみる。

内容はまだ柔軟性があり、広く国民からの意見を採り入れる態勢がとられていることから、札幌会員も大いに分析検討をして、積極的な意見をお寄せ下さるよう期待致します。

Q：改革の基本的方向は？

A：新しい時代の要請に応え、患者本位の医療提供体制を確立するため、改革は次の3つの視点に立った6つの柱に沿って進められる。

(1) 患者の視点の尊重

- I 医療に関する情報提供の推進
- II 安全で、安心できる医療の再構築

(2) 質が高く効率的な医療の提供

- III 質の高い効率的な医療提供体制の構築：機能分化・重点化・効率化
- IV 医療を担うマンパワーの確保・資質の向上
- V 環境の変化等に対応した医療の見直し

(3) 医療の基盤整備

- VI 地域医療・生命の世紀の医療を支える基盤の整備

Q：具体的な方向は？

A：6つの各重点事項に提示されている具体的な改革の方向は次のようになっている。

I 医療に関する情報提供の推進

- ① 公的機関等による医療機関情報の提供の促進

- ・国民がより多くの医療機関情報を得られるよう、公的機関等によりインターネット等による情報提供の充実・促進を図る。

- ・(財)日本医療機能評価機構による評価の受審の促進を図る。

② 診療情報の提供の促進

- ・年度内に個人情報保護法案の状況等も踏まえながら、診療に関する情報提供等の在り方に関する結論をまとめる。

③ 根拠に基づく医療：EBMの促進、診療ガイドラインの整備

- ・平成16年度より、EBMデータベースの運用を開始する。

- ・患者自らが情報を得られるようにし、患者自身が納得して治療方法を選択できるよう環境整備を進める。

④ 医療に関する相談への対応体制の整備

- ・二次医療圏や都道府県等において、患者が医療に関し専門的に相談を受け、適切な対応を行う窓口体制の整備を検討する。

II 安全で、安心できる医療の再構築

① 医療安全対策の推進

- ・本年10月から(既に実施)全ての病院及び有床診療所に対して安全管理体制を義務付ける。(診療報酬の減算措置の導入)

- ・医療関係職種の状態試験に医療安全に関する事項を充実し、教育研修方法を開発する。

② メディカル・フロンティア戦略の推進

- ・がん、心筋梗塞、脳卒中、痴呆、骨折について、予防・治療成績の向上を図り、国民が安心できる医療の実現を目指す。平成17年度までに達成する戦略目標として、

- a. がん患者の5年生存率(治癒率)の20%改善。
- b. 心筋梗塞・脳卒中の死亡率の25%低減。
- c. 5年後を目処に、自立高齢者の割合を

90%程度に上げ、要支援高齢者を70万人程度減らす。

Ⅲ 質の高い効率的な医療提供体制の構築： 機能分化・重点化・効率化

- ① 医療機関の機能分化・重点化・効率化
- ・更なる機能分化をはかり、平成15年の早期に見直しについて検討会を立ち上げ、「急性期」「回復期リハビリテーション」「長期療養」「地域（在宅）」「終末期」といった患者のステージに応じた医療機能の明確化を進める。
 - ・地域医療支援病院の承認要件である紹介率を見直し、普及促進を図る。更に、病診連携
 - ・地域医療連携促進により、入院期間の短縮と退院後の療養生活の確保を図る。
- ② 精神医療の充実
- ・いわゆる「社会的入院者」約7万人の退院
 - ・社会復帰、精神病床の集約化と機能分化等について推進を図る。

Ⅳ 医療を担うマンパワーの確保・資質の向上

- ① 医師等の臨床研修必修化に向けた対応
- ・医師法等を改正し、平成16年度から臨床研修を必修化する。
 - ・出身大学で専門医養成として行われている現状の臨床研修は、幅広い診療能力の修得には不十分で、平成16年の必修化までに研修プログラム、施設基準等について環境整備を行う。
- ② 医療従事者の確保と資質の向上
- ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師の国家試験の質の向上を目指す。良質の試験問題を恒常的に出題し、かつ、漏洩防止にも資するための方策として、試験問題プール制の導入等を図る。
 - ・養成施設の質の確保策、医療従事者の需給問題、養成課程における臨床実習のあり方等、医療従事者をめぐる問題について幅広く検討を行う。
- ③ 看護の質の向上
- ・医療の高度化・専門化が進むとともに、安全対策・院内感染防止の分野での看護師の役割が重要となる中、看護師の資質や技能の向

上が課題。

- ・看護師養成所2年課程通信制の弾力的な運用により、より多くの准看護師が看護師になれる道の拡大を図り、医療の高度化・専門化に対応するため、専門性の高い看護師の育成を促進する。

Ⅴ 環境の変化等に対応した医療の見直し

- ① 時代の要請に応じた看護の在り方の見直し
- ・在宅医療の一層の推進を図るための方策の検討、看護業務の範囲の見直し、明確化等を行う。
 - ・訪問看護ステーションの未設置市町村への設置の促進等のための方策の検討を行う。

② 終末期医療の検討

- ・今年度から来年度にかけてあらためて国民の意識調査を行うとともに、本人の意思を尊重した望ましい終末期医療の在り方について幅広い見地から検討し、望ましい終末期医療の促進のためのマニュアル作成の支援、研修体制の整備など、必要な環境整備に努める。

Ⅵ 地域医療・生命の世紀の医療を支える基盤の整備

① 情報化・情報提供の基盤整備

- ・医療に関する情報提供を進めるための用語
- ・コードの標準化については、現在まで病名、手術・処置名、医薬品、医療材料、臨床検査について完成しており、さらに、平成15年度中に、看護用語・行為等の残り5分野を完成させる。

- ・電子カルテシステム等の導入に対する補助について、標準化された用語・コードの採用を補助要件とするなど、標準化された用語・コードの普及を推進する。

② 電子カルテ、レセプト電算処理等医療におけるIT化の推進

- ・複数医療機関でのスムーズなデータの交換による連携や、在宅・遠隔地等における医療の提供を推進するとともに、医療における比較可能な客観的情報を創出するため、電子カルテの導入等、医療におけるIT化を引き続き積極的に推進する。

・レセプト電算処理の推進等による審査支払業務の効率化を進めるほか、産業界との協力の下、標準的電子カルテシステムの開発を進めるなど、情報化に向けた基盤整備を推進する。

③ 地域における必要な医療提供の確保（救急医療）

・一次・二次・三次からなる救急医療体制を確保。本年度から小児救急医療拠点病院を新たに整備し、小児救急医療の拡充に努力。また、精神科救急医療システム整備を推進。

・救急救命士の業務拡大を行うとした場合に必要とされる諸条件等について検討し、本年中を目途に見直しを図る。

④ がん対策の推進

・二次医療圏に1か所程度の「地域がん診療拠点病院」を指定し、これを中核とする地域の医療機関との密接な連携体制を構築する。

⑤ ナショナルセンターの整備

・高齢化の進展に伴い、高齢者に特有な疾病（痴呆、骨粗しょう症等）に関する高度先駆的医療の実施・研究体制等を充実するため、現在の5つのナショナルセンター（国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター）に加えて、6つ目のナショナルセンターとして、国立長寿医療センター（仮称）を平成15年度に設置

⑥ 新しい医療技術の開発促進（テーラーメイド医療、ゲノム創薬、バイオテクノロジー）

・ヒトゲノムの概要が解読され、バイオテクノロジーが一層進展するとともに、遺伝子情報に基づく創薬（「ゲノム創薬」）等の実用化分野での研究開発が進んでいる。また、ナノテクノロジーを応用した医療（ナノメディスン）、再生医療、細胞治療などさらに新しい医療技術革新が進むと、副作用が少なく非侵襲・低侵襲の医薬品・医療機器が開発されるとともに、遺伝子検査で投薬適性を判断し投薬を行う「テーラーメイド医療」の世界が実

現することが期待されている。個々の患者の病気の状態や体質に最もあった診断・治療等の実現に向けて、疾患関連タンパク質解析プロジェクト（プロテオーム・ファクトリー）、身体的機能・補助・代替機器開発プロジェクト、国立試験研究機関等の研究成果の民間企業への技術移転、治験活性化プロジェクト等を進める。

⑦ 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

・医薬品産業の国際競争力の強化と魅力的な創業環境の実現を図り、当面の具体策としては、文部科学省と連携し、ナショナルセンター、特定機能病院、臨床研修指定病院等の複数の医療機関からなる大規模治験ネットワークの構築や治験コーディネーターの増員等を含む「全国治験活性化3カ年計画」を策定する。医療機器についても、本年末を目途に「医療機器産業ビジョン（仮称）」を策定する。

今後厚労省では、この「中間まとめ」を叩き台として、今年度末に「取りまとめ」を行うが、国民各層からの意見を募集している。

札幌会員からも、奮ってご意見をお寄せ下さい。

——意見募集要項——

[提出先] 厚生労働省医政局総務課

[提出方法]

(1) 郵送 〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

(2) FAX 03-3501-2048

(3) Eメール iryouteikyoku@mhw.go.jp

(電話は受けません。)

[募集期間]

平成14年9月10日～11月30日

(医政部担当理事 橋本 紘治)